平成３０年（フ）第５号
大阪府岸和田市春木旭町12番１―307号
債務者　古賀香穂理
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第６号
大阪府岸和田市南町40番14号
債務者　酒井　祥行
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第７号
大阪府泉南市りんくう南浜３番地の10救護施設りんくうみなと
債務者　川井　正則
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５０３号
静岡県湖西市新居町中之郷3848番地　コーポサンライズ101
債務者　白戸イサムこと　シロトイサム
1　決定年月日時　平成30年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５０４号
静岡県湖西市吉美3534番地　市営五田住宅Ｂ―401、前住所静岡県湖西市鷲津194番地の13ボニート・シエロ203
債務者　ショレル　デ　シロト　エルミンダミリアン
1　決定年月日時　平成30年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５０６号
静岡県磐田市東小島275番地２
債務者　溝口　　祥
1　決定年月日時　平成30年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午前10時55分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５４８４号
大阪市東淀川区瑞光５丁目５番52号　瑞光アーバンハイツ　403号
債務者　岩戸　泰一
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５６６号
大阪市生野区田島４丁目20番３―503号、前住所大阪市生野区田島５丁目３番２号
債務者　前田　飛鳥
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８０３号
大阪市東淀川区南江口１丁目５番２―1105号
債務者　宮地　輝幸
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７３号
栃木県足利市上渋垂町231番地
債務者　恵理子ミュージックこと　松崎恵理子
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１２号
栃木県栃木市平井町978番地２　エスポワール206号室
債務者　帆足　　修
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第４６号
大分県速見郡日出町大字藤原2565番地１
コーポＴＯＹＯ　Ｂ102
債務者　福島　依子
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後１時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成３０年（フ）第１２４号
東京都足立区加賀２丁目17―５―205
債務者　関口　太郎
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２５号
東京都足立区足立４丁目39―５―102
債務者　藤井　千秋
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９１号
東京都八王子市絹ケ丘３丁目27―６
債務者　堀　　有希
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部